

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

平成28年12月21日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 業務内容

- (1) 業務名
「チャレンジする人が集まる常設の場」整備・管理運營業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務の仕様等
公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結日から平成29年3月31日まで
- (4) 履行場所
広島市中区紙屋町一丁目4-3 エフケイビル1階
- (5) 事業予算額
32,993千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザル参加資格

公募型プロポーザル参加資格要件として、次の事項を全て満たしている者であること（グループで参加する場合は、すべての構成員が次の(1)から(6)を満たし、構成員のいずれかが(7)の要件を満たしていること。）。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件調達公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てが行われていない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (6) 広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 業務別の参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者のうち、設計及び施工を行うものは、それぞれ次の要件を満たす者とする。

ア 設計業務を行う者の参加資格要件

設計業務に当たる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 過去に受注した、本施設の機能に類似する施設の工事の建築設計実績を有する者。

(ウ) 本業務に配置できる管理技術者を有する者。

イ 施工業務を行う者の参加資格要件

施工業務に当たる者は、次の要件を全て満たす者とする。

(ア) 建設業法の規定に基づく「建築工事業」の建設業許可を有する者。

(イ) 過去に受注した、本施設の機能に類似する施設の工事の請負工事実績を有する者。

(ウ) 建設業法の定めるところにより主任技術者を配置できる者。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

本業務の公募型プロポーザルの手続を示したプロポーザル説明書及び仕様書は、広島県ホームページの入札契約情報に掲載するほか、以下の交付場所において配布する。

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県商工労働局イノベーション推進チーム（広島県庁東館2階）

電話（082）513-3353（ダイヤルイン）

イ 交付期間

平成28年12月21日（水）から平成29年1月10日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付するほか、広島県ホームページに掲載する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は広島県ホームページからダウンロードすること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。なお、企業グループで参加する場合は、組織する全構成員分を代表企業が取りまとめて、提出すること。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者（企業グループを含む）に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

平成29年1月10日（火） 午後5時【必着】

なお、平成28年12月26日（月）午後1時から、県庁東館8階801会議室（広島市中区基町9番42号）において、説明会を実施する。

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

平成29年1月11日（水）までに、申請書に記載された連絡先にメールで通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

平成29年1月23日（月） 午後5時【必着】

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書、提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、広島県商工労働局産業振興施策公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査を行い、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 審査日程等

（日時）平成29年1月24日（火） 午後1時から

（場所）自治会館3階303会議室（広島市中区基町10番3号）

(3) 提案書評価基準

評価項目については、「「チャレンジする人が集まる常設の場」整備・運營業務企画提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(4) 結果の通知

平成29年1月24日（火）に、すべての提案書提出者（企業グループで提案する場合は代表企業）に対し、メールで通知する。

5 その他

(1) 契約の締結

最優秀提案者と提出された提案書をもとに協議を行い、協議が整った場合に、本県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で、契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約保証金

ア 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 上記ア以外の者

免除

- (4) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務
公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) その他
公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県商工労働局イノベーション推進チーム（広島県庁東館2階）
電話（082）513-3353（ダイヤルイン）